

愛媛県立愛媛母子生活支援センター指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

愛媛県立愛媛母子生活支援センター（以下「センター」という。）などの地方公共団体の公の施設（一般住民が利用する施設）の管理運営を行うものは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき、これまで公共的な団体に限られていましたが、平成 15 年 6 月の地方自治法の改正（同年 9 月施行）により、住民サービスの向上と経費の削減を図るため、民間事業者も対象となる「指定管理者制度」が創設されました。

このため、愛媛県では、センターの管理運営に民間事業者の有するノウハウを活用し、効果的、効率的な運営を目指して、平成 18 年 4 月から、センターの管理運営に指定管理者制度を導入しています。

今回、現在の指定管理期間の満了に伴い、愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年愛媛県条例第 2 号）第 11 条の規定に基づき、センターの管理運営を行うもの（以下「指定管理者」という。）を選定するため、この要項に定めるところにより、指定管理者を広く募集します。

2 施設の概要

(1) 名称

愛媛県立愛媛母子生活支援センター

(2) 所在地

愛媛県松山市道後今市 12 番 30 号

(3) 法的位置付け

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 38 条に基づく母子生活支援施設

(4) 設置目的

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする。

(5) 施設概要

センターの施設等については、添付資料 2 の「愛媛県立愛媛母子生活支援センター施設等概要」を参照してください。

ア 規模・構造 鉄筋コンクリート造 3 階建て

イ 敷地面積 1,328.92 m²

ウ 建物面積 1,245.90 m²（1 階：458.93 m²、2 階：394.87 m²、3 階：392.10 m²）

(6) 設置年月日

昭和 23 年 9 月 3 日（平成 10 年 4 月 1 日、現在地に改築移転）

(7) 入所定員

- 20世帯
- (8) 運営体制
365日24時間体制
- (9) 入所者（愛媛県立愛媛母子生活支援センター管理条例（平成17年愛媛県条例第55号、以下「センター条例」という。）第4条に基づくセンターの入所者）
児童福祉法第23条第1項による、保護の実施の必要があると認められる配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童
- (10) 業務概要（センター条例第2条に基づくセンターの業務）
- ア 入所による保護
 - イ 就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言等生活指導
 - ウ 自立の促進のために必要な生活の支援
 - エ その他必要な業務
- (11) 事業実績等
センターの運営体制、事業実績等については、添付資料3の「愛媛県立愛媛母子生活支援センター実績概要」を参照してください。

3 指定管理者が行う業務及び管理の基準

- (1) 指定管理者が行う業務（センター条例第3条）
- ア 上記2（10）のセンターの業務
 - イ センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
 - ウ その他知事が定める業務
- (2) 管理の基準
- センターの管理の基準は、センター条例の規定によるほか、次に掲げるとおりとします。
- ア 個人情報の保護
指定管理者には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第2号の規定により、個人情報の適正な取扱いについての義務が課せられます。
 - イ 情報の公開
指定管理者には、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第36条の規定により、情報公開に関する努力義務が課せられます。
 - ウ 行政手続条例の適用
指定管理者が施設の入所者に対して行う許可等の処分には、愛媛県行政手続条例（平成7年愛媛県条例第48号）が適用されます。
 - エ その他
上記のほか、指定管理者は、センターの管理運営を行うに当たり、関係法令を遵守する必要があります。
- (3) 留意事項
- ア 業務の内容及び管理の基準の詳細は、添付資料1の「愛媛県立愛媛母子生活支援センター指定管理者業務仕様書」を参照してください。
 - イ 管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。業務の一部

については、専門の事業者に委託することができます。

4 指定期間

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で予定しています。ただし、この期間は愛媛県議会での議決により確定することとなりますので、留意してください。

5 管理運営に要する経費

指定管理者は、次に掲げる愛媛県が支払う委託料及び入所者へのサービス向上等のために指定管理者が実施する自主事業による収入（以下「自主事業収入」という。）により、管理運営を行うこととなります。

なお、センターは、地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度を採用していません。

(1) 委託料

委託料の額は、原則として、毎年度52,316千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限として、予算の範囲内で、年度ごとに締結する協定書で定めます。ただし、入所者の実績や国の保護単価の改定等で変動し、実績において精算を行うものとします。

《参 考》

上限額は、こども家庭庁が定める児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知）により算定した措置費の額に緊急一時保護事業（市町村が実施する国庫補助事業を県が受託）の委託料を加えた額で設定しています。

定員別の措置費は次の表のとおりですので、提案額積算の参考にしてください。

(単位：千円)

	認可定員	暫 定 定 員 (※1)				
	20世帯	19世帯	18世帯	17世帯	16世帯	15世帯
措 置 費	51,853	49,510	47,165	44,821	42,476	40,131
人件費	39,751	37,764	35,776	33,789	31,801	29,813
運営管理費	7,138	6,782	6,425	6,068	5,711	5,354
収容管理費 (※2)	4,964	4,964	4,964	4,964	4,964	4,964
緊急一時保護 (※3)	266	266	266	266	266	266
合 計	52,119	49,776	47,431	45,087	42,742	40,397

(単位：千円)

	暫 定 定 員 (※1)					
	14世帯	13世帯	12世帯	11世帯	10世帯	9世帯
措 置 費	37,787	35,442	33,098	30,753	32,764	29,826
人件費	27,826	25,838	23,851	21,863	22,385	20,147
運営管理費	4,997	4,640	4,283	3,926	5,558	5,002
収容管理費 (※2)	4,964	4,964	4,964	4,964	4,821	4,677
緊急一時保護 (※3)	266	266	266	266	266	266

合 計	38,053	35,708	33,364	31,019	33,030	30,092
-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------

※1. 暫定定員とは、認可定員数と実際の入所世帯数とに差のある施設に対する是正措置として、設定する暫定的な定員です。令和5年度の暫定定員は11世帯です。

※2. 収容管理費は、11世帯から20世帯の場合は、月初日の入所人数を33人、10世帯の場合は30人、9世帯の場合は27人として、令和5年度の保護単価及び想定される加算保護単価を用いて積算した額に、第三者評価受審費を加えた額としています。

※3. 緊急一時保護事業については、平成31年度から令和4年度の実績に基づき算定しています。

【20世帯の措置費の積算の例】

	金 額	積 算
措 置 費	51,853 千円	
人件費	39,715 千円	一般分保護単価 $112,670 \text{ 円} \times 20 \text{ 世帯} \times 12 \text{ 月} = 27,040,800 \text{ 円}$ 心理療法担当職員加算 $21,994 \text{ 円} \times 20 \text{ 世帯} \times 12 \text{ 月} = 5,278,560 \text{ 円}$ 基幹的職員加算分 $880 \text{ 円} \times 20 \text{ 世帯} \times 12 \text{ 月} = 211,200 \text{ 円}$ 個別対応職員加算 $21,994 \text{ 円} \times 20 \text{ 世帯} \times 12 \text{ 月} = 5,278,560 \text{ 円}$ 夜間警備体制強化加算 $8,090 \text{ 円} \times 20 \text{ 世帯} \times 12 \text{ 月} = 1,941,600 \text{ 円}$
運営管理費	7,138 千円	一般分保護単価 $26,490 \text{ 円} \times 20 \text{ 世帯} \times 12 \text{ 月} = 6,357,600 \text{ 円}$ 心理療法担当職員加算 $1,626 \text{ 円} \times 20 \text{ 世帯} \times 12 \text{ 月} = 390,240 \text{ 円}$ 個別対応職員加算 $1,626 \text{ 円} \times 20 \text{ 世帯} \times 12 \text{ 月} = 390,240 \text{ 円}$
収容管理費	4,964 千円	
	1,545 千円	一般生活費 $3,900 \text{ 円} \times 33 \text{ 人} \times 12 \text{ 月} = 1,544,400 \text{ 円}$
	35 千円	冷暖房費 $130 \text{ 円} \times 22 \text{ 人} \times 12 \text{ 月} = 34,320 \text{ 円}$
	1854 千円	被虐待児受入加算費 $26,100 \text{ 円} \times 71 \text{ 人} = 1,853,100 \text{ 円}$
	420 千円	入学支度金 $64,300 \text{ 円} \times 4 \text{ 人} = 257,200 \text{ 円}$ (小学生) $81,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} = 162,000 \text{ 円}$ (中学生)

	540 千円	教育費 86,300 円×1 人=86,300 円 特別育成費 入学時 86,300 円×2 人=172,600 円 補習費 高校 1・2 年生 20,000 円×12 か月 = 240,000 円 高校 3 年 25,000 円×12 か月 = 300,000 円
	314 千円	第三者評価受審費 314,000 円
緊急一時保護	266 千円	2 歳未満 10,700 円×10 人日=107,000 円 2 歳以上 5,500 円×22 人日=121,000 円 母親 1,500 円×25 人日=37,500 円
合 計	52,119 千円	

(2) 自主事業収入

自主事業収入は指定管理者に帰属するものとします。

なお、指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ愛媛県と協議し、必要な許可を得ておく必要があります。(指定管理者から事業計画書において提案された自主事業の実施については、協定締結の際に改めて協議するものとします。)

(3) 委託料の支払方法

委託料の支払い時期は、原則として4半期ごとの前金払となります。

また、金額、支払方法、その他詳細については、年度ごとに締結する協定で定めます。

なお、経理は会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに区分してください。

6 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、次の要件をいずれも満たすものとします。

また、申請に当たっては、あらかじめ参加意思表明書を提出しておく必要があります。(「8 参加意思表明書の提出」を参考)

ア 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に基づき設立された社会福祉法人で、同法第2条第2項に基づく第一種社会福祉事業の運営実績があり、母子生活支援施設の運営に意欲を有し、施設の安定的運営が図れる能力、資力等を有するもの。

イ 次のいずれにも該当しないもの。

(ア) 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条の規定により、愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人

(イ) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)等の規定

に基づき再生又は破産手続等をしている法人

(ウ) 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人

(エ) 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人

(オ) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人

(カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(キ) 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人

(ク) 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人

a 成年被後見人又は被保佐人

b 破産者で復権を得ない者

c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

d 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要項第 2 条に該当する者

ウ 県内に事務所を置くもの。

(2) 申請資格の留意事項

「第一種社会福祉事業の運営実績があり」とは、申請日時点で 1 年以上の運営実績を有することをいいます。

7 募集要項の配布、現地説明会等

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間	令和 5 年 8 月 1 日（火）から 8 月 31 日（木）までの平日
イ 配布時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
ウ 配布場所	愛媛県保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課
エ 郵送を希望する場合	郵送を希望する場合は、400 円分の切手を貼った宛先明記の返信用定形外封筒（角型 2 号 A 4 版用）を同封の上、配布場所宛に請求してください。（8 月 31 日（木）必着）
オ その他	募集要項等の一部については、愛媛県のホームページからもダウンロードすることができます。 http://www.pref.ehime.jp

(2) 現地説明会

ア 日 時	令和 5 年 8 月 23 日（水）
イ 場 所	愛媛県立愛媛母子生活支援センター
ウ 内 容	①募集要項及び業務仕様書の説明 ②施設見学

エ 申込方法等	<p>令和5年8月21日(月)までに、別添の現地説明会参加申込書(様式6)を電子メール又はファクシミリで愛媛県保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課へ提出してください。</p> <p>※ 申請を行う場合は、できるだけこの説明会に出席してください。</p>
エ 留意事項	<p>ア 申込期限までに参加の申込みがない場合は、現地説明会の開催を取り止めます。(参加を希望する場合は、必ず申込みを行ってください。)</p> <p>イ 説明会には、現に当該施設の指定管理者となっている団体が同席します。(施設の管理運営の現状等に関する説明については、同団体が行う場合があります。)</p>

(3) 資料の閲覧

ア 閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・新築工事完成図書(電気設備工事、衛生設備工事、空調設備工事) ・関係規程 ・平成31～令和4年度年次報告 ・平成31～令和4年度月次報告 ・平成31～令和4年度事業計画書 ・基本協定書 ・年度別協定書
イ 閲覧期間	<p>令和5年8月1日(火)から9月29日(金)までの平日</p> <p>なお、9月1日(金)以降の閲覧は、参加意思表明書(「8 参加意思表明書の提出」参照)を提出した法人のみに限定します。</p>
ウ 閲覧時間	午前8時30分から午後5時15分まで
エ 閲覧場所	愛媛県保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課
オ 留意事項	<p>①閲覧を希望する場合は、あらかじめ愛媛県保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課へ連絡し、予約の上閲覧してください。</p> <p>②資料の持ち出しは禁止とします。なお、閲覧場所内における筆記、持ち込んだ機器等による複写は可とします。</p> <p>③本資料の中には、設計当初の内容のものもあり、変更されている箇所があることに留意の上閲覧してください。</p> <p>④入所者個人に関わる情報、公開すると施設の運営に支障をきたす恐れのある情報については閲覧できません。</p>

(4) 募集に関する質問

募集に関する質問を次により受け付けます。

ア 受付時間	<p>第1回：令和5年8月1日(火)から8月21日(月)まで</p> <p>第2回：令和5年9月1日(金)から9月11日(月)まで</p> <p>なお、第2回の受付は、参加意思表明書(「9 参加意思表明書の提出」参照)を提出した法人のみに限定します。</p>
イ 受付方法	<p>別添の質問票(様式7)を電子メール又はファクシミリで愛媛県保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課まで提出してください。電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。</p>
ウ 回答方法	<p>第1回の受付期間中に受け付けたもの：8月29日(火)までに愛</p>

	<p>媛県のホームページに掲載します。</p> <p>第2回の受付期間中に受け付けたもの：参加意思表明書を提出した全ての法人等に対し、ファクシミリ又は電子メールにより随時回答を送付します。(最終回答は9月19日(火)までに行います。)</p>
--	---

8 参加意思表明書の提出

指定管理者の指定の申請を希望する法人は、本申請に先立って、「参加意思表明書」(様式1)の提出が必要となります。(参加意思表明書の提出があった法人等のみに、本申請の資格があります。)

なお、特段の事情がない限り、参加意思表明書を提出した者は、所定の期日までに本申請を行う必要があります。

(1) 提出期間

令和5年8月1日(火)から8月31日(木)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(祝日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)とします。

なお、郵送等(書留、簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものをいう。以下同じ。)の場合は、8月31日(木)午後5時15分までの必着とします。

(2) 提出方法

持参又は郵送等により、「16 問合せ先」へ提出してください。(ファクシミリ及び電子メールによる提出はできません。)

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出があった法人の名称等については、公表する場合があります。

9 申請の手続

指定管理者の指定を申請する法人(以下「申請者」という。)は、下記に掲げる書類を提出してください。

なお、各書類の説明については、提出書類一覧(別紙2)を参照してください。

(1) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書
- イ センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- ウ 定款及び法人登記事項証明書
- エ 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、資金収支計算書及び事業活動収支計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- オ 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- カ 申請者の概要を記載した書類(第一種社会福祉事業の活動実績を含む。)
- キ 役員名簿
- ク 愛媛県税について、未納がないことの証明書
- ケ 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税金がないことの証明書

- コ 印鑑証明書
- サ 提出書類のうち該当のないものについての申立書
- (2) 提出部数
正本1部及び副本15部（副本は複写可）とします。
- (3) 提出期間
令和5年9月22日(金)から令和5年9月29日(金)までの執務時間中とします。
なお、郵送等の場合は、9月29日(金)午後5時15分までの必着とします。
- (4) 提出方法
持参又は郵送等により、「16 問合せ先」へ提出してください。
- (5) 提出書類の著作権、情報公開
 - ア 申請者が提出した申請書類の著作権は、申請者に帰属します。
ただし、愛媛県が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
 - イ 申請のあった法人の名称等は、公表します。
 - ウ 申請書類は、愛媛県情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。
 - エ 提出された申請書類は、当該施設の指定管理者の選定以外の目的には使用しません。
 - オ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他関係法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て申請者が負うものとします。
- (6) 申請に当たっての留意事項
 - ア 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。
ただし、愛媛県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答のほか、必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。
 - イ 提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。
 - ウ 申請者1法人につき、申請は1回のみとします。また、複数の提案を提出することはできません。
 - エ 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例、センター管理条例、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令を承知の上で申請してください。
 - オ 申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式8）を提出してください。
- (7) その他
参加意思表明書を提出した法人が1団体のみであった場合には、申請書類の一部を省略する場合があります。
なお、その場合には、当該する法人へ別途通知します。

10 指定管理者の候補の選定

- (1) 選定方法
指定管理者の候補者は、愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例第11条第3項の規定により、知事が選定します。
なお、選定に当たっては、外部有識者等の委員で構成する審査会（以下「審査会」とい

う。)を設置し、審査会が書面審査及び面接審査(提案内容に関するプレゼンテーションやヒアリング)により審査(申請者の順位付け)を行い、その結果を知事へ報告するものとします。

(2) 選定基準

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例第 11 条第 3 項に規定する選定基準に基づき、総合的に評価します。

なお、選定基準ごとの審査項目及び配点は次のとおりです。

選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1 センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められること	一部の住民、団体に対して不当に利用を制限し、又は優遇するものではないか。	必須
	計画書に沿った管理運営を行う経営基盤、能力を有すると認められるか。また、計画全体の内容が創意工夫に富み具体的、現実的か。	1 5
	事業計画が施設の目的を効果的かつ効率的に達成するための内容となっているか。	2 0
	適性かつ確実な管理運営を実施できる計画となっているか。	3 0
2 センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができると認められること	収入確保及び経費削減に対する積極的な取組みが計画されているか。	5
	(合計)	7 0

(3) 選定対象の除外

申請者が次の要件に該当する場合、選定対象から除外します。

- ア 申請書類提出期間に所定の書類が整わなかった場合
- イ 複数の申請を行い、又は複数の事業(収支)計画書を提出した場合
- ウ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- エ 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- オ 選定審査会委員に個別に接触した場合
- カ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- キ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ク 社会的信用を損なう行為等により、申請者を指定管理者の候補者とすることが相応しくないと認められる場合
- ケ その他不正な行為があった場合

(4) 選定結果の通知及び公表

指定管理者の候補者の選定結果は、全ての申請者に対して書面で通知した後、愛媛県のホームページ等で公表します。

また、選定結果の公表に併せて、審査会での議論の過程や選定理由等についても公表する

場合があります。

(5) 留意事項

① 面接審査の日時、場所等については、申請者に対して書面で通知します。

なお、審査会において、書面審査のみで審査が可能と判断した場合には、面接審査を省略する場合があります。

② 申請者が1団体のみであった場合には、点数評価によらず、当該申請者が指定管理者の候補者として適当かどうか総合的に判断する場合があるほか、審査会による審査自体を省略する場合があります。

11 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定及び指定期間の決定には、愛媛県議会の議決が必要です。「10 指定管理者の候補の選定」により選定した候補者を指定管理者に指定する議案が議会に上程され、議決されれば、知事が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

(2) 協定の締結

愛媛県と指定管理者は業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業（収支）計画及び書類審査、面接審査の際の質疑応答などにおいて明確化した事項に基づいて協議の上、協定を締結します。

なお、協定は、「基本協定」と「年度別協定」を締結することになります。

(3) 協定の主な内容

① 基本協定

基本協定は、指定期間を通しての基本的事項に関する協定です。

- (ア) 業務に関する基本的な事項
- (イ) 愛媛県が支払うべき委託料に関する基本的な事項
- (ウ) 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- (エ) 事業報告・業務報告に関する事項
- (オ) 指定管理業務の引継ぎに関する事項
- (カ) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (キ) 指定期間に関する事項
- (ク) リスクの管理・責任分担に関する事項
- (ケ) その他

② 年度別協定

年度別協定は、年度ごとの業務に係る事項を定める協定です。

- (ア) 当該年度の業務内容に関する事項
- (イ) 当該年度に県が支払うべき管理経費に関する事項
- (ウ) その他

(4) その他

ア 協定は、指定という行政処分の附款であり、契約とは異なります。また、協定で定めた事項については、基本的に変更は行いません。ただし、特別の事情があるときは、愛媛県

と指定管理者とが協議の上、協定の変更をすることができることとします。

イ 協定締結後、指定管理者は、令和6年4月1日から管理運営業務が行えるよう諸準備を進めてください。

12 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

なお、指定管理者等が取消しとなった場合は、原則として「10 指定管理者の候補者の選定」において次点となった者を候補者として選定することとします。

- (1) 愛媛県議会において指定にかかる議案が否決された場合
- (2) 指定管理者等が解散したとき又は資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められる場合
- (3) 社会的信用を損なう行為等により、指定管理者等とすることが相応しくないと認められる場合
- (4) 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- (5) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- (6) この要項に定める申請資格を失い、又は申請資格がないことが判明した場合
- (7) その他指定管理者に指定することが不可能、又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合

13 指定期間満了前の取消し

- (1) 愛媛県による指定の取消し

愛媛県は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、指定期間満了前に指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとします。

- ア 指定管理者が業務に際し不正行為を行った場合
- イ 指定管理者が愛媛県に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合
- ウ 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれらに違反した場合
- エ 自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から指定の取消しの申出があった場合
- オ 指定管理者が次の事項のいずれかに該当する場合
 - (ア) この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明した場合
 - (イ) 資金事情の悪化等により、業務の遂行が確実にないと認められる場合
- カ 社会的信用を損なう行為等により、当該法人を指定管理者とすることが相応しくないと認められる場合
- キ その他愛媛県が必要と認める場合

(2) 指定管理者による指定の取消しの申出

指定管理者は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、愛媛県に対し指定期間満了前に指定の取消しを申し出ることができます。この場合において、愛媛県は、指定管理者との協議を経てその措置を決定するものとします。

ア 愛媛県が協定内容を履行せず、又はこれらに違反した場合

イ 愛媛県の責めに帰すべき事由により、指定管理者が損害または損失を被った場合

ウ その他指定管理者が必要と認める場合

(3) 業務の継続が困難となった場合の措置等

愛媛県又は指定管理者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとします。協議の結果、やむを得ないと判断された場合、愛媛県は指定の取消しを行うものとします。

ア 不可抗力その他愛媛県及び指定管理者のいずれの責めにも帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合

イ 愛媛県が当該施設を廃止又は休止する場合

ウ 災害等の発生により、愛媛県又は松山市が当該施設を避難所、広域防災拠点等として使用する場合

エ その他愛媛県又は指定管理者が必要と認める場合

(4) 留意事項

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前に指定の取消しが行われた場合は、愛媛県に生じた損害は指定管理者が賠償することとします。

イ 指定管理者は、指定期間満了前の指定の取消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、センターの業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

14 その他

(1) 申請等にかかる経費

申請（現地説明会への参加、参加意思表明書の提出等の行為を含む。）から業務の引継ぎを行うまでの期間（令和6年3月31日まで）に要する経費は、申請者又は指定管理者等が負担することとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

愛媛県と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

15 添付資料

資料1 愛媛県立愛媛母子生活支援センター指定管理者業務仕様書

資料2 愛媛県立愛媛母子生活支援センター施設等概要

資料3 愛媛県立愛媛母子生活支援センター実績概要

16 問合せ先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2 (愛媛県庁第一別館5階)
愛媛県保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課
児童・婦人施設係

電話 089-912-2414

ファクシミリ 089-912-2409

電子メール danjokosodate@pref.ehime.lg.jp